

令和元年9月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和元年9月10日(火) 午前9時00分開会

2. 開催場所 役場2階会議室

3. 出席委員(9人)

会長(10番) 渡邊 和夫	職務代理者(5番) 永田 熊信	
(1番) 宮原 清人	(2番) 岩坂 博行	(3番) 西田 義和
(4番) 山田 成代	(6番) 白石 梯三	(7番) 平川 真由美
(8番) 内元 幸一郎	(9番) 信國 敏彦	

地区推進委員

高岡 重盛	木崎 俊充	岩崎 盛光	伊東 明継	中竹 宏一
杉本 和博				

4. 欠席委員：農業委員(1人)

欠席委員：最適化推進委員(1人)

5. 議事日程

日程第1 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第2 議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第3 議案第34号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日程第4 議案第35号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画(案)に対する意見について

日程第5 議案第36号 非農地交付申請の承認について

その他

6. 農業委員会事務局職員

7. 会議の概要

開会 午前9時00分

議長	<p>1 開会・議長挨拶</p> <p>おはようございます。</p> <p>本日は、6番委員が欠席ですが、相良村農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立します。只今から令和元年9月相良村農業委員会総会を開会します。相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p>
議長	<p>2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、9番委員、1番委員の2名を指名します。よろしくお願ひします。これより、議題に沿って会議を進めます。議案が5議案で、案件が8案件です。</p>
議長	<p>3 議 事</p> <p>議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>○ はじめに、議案第32号農地法第3条の規定による許可申請について、審議します。それでは、1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>おはようございます。議案第32号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。番号1、大字川辺字中溝、田1筆の1,732㎡です。3条の使用貸借の再設定で、貸付人及び借受人は議案に記載されているとおりです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について2番委員に報告をお願いします。</p>
2番委員	<p>川辺地区推進委員と関係者宅に行きました。親子間の使用貸借ですので、何ら問題ないと思われます。農業者年金関係での使用貸借</p>

議長	<p>となります。以上です。</p> <p>ただいま、事務局からの説明と2番員及からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは、2番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字川辺字雨淵、田2筆の2,048㎡です。3条の有償移転で譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。売買価格は10aあたり350,000円で、計の716,800円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について5番委員に報告をお願いします。</p> <p>報告いたします。お二人は姉妹関係で、長年小作をしておられましたが、買ってほしいとのことでした。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と5委員及からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p>

	<p>議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に 対する意見について</p>
議長	<p>議案第33号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見について審議します。それでは、1番について事務局より説明 をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第33号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見についてご説明いたします。番号1、大字柳瀬字吉ノ尾及び立 神、畑2筆の3,245㎡です。権利種別としましては、有償の所有権 移転で譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。売買 価格は10aあたり519,260円で、合計の1,685,000円です。以上 です。</p>
議長	<p>引き続き、本件については、6番委員から話を聞いていますので 事務局から報告します。</p>
事務局	<p>この案件は、2カ月前に提出された案件でございまして、間違い ありませんとのことでした。ここは農業振興地域から外れていまし て、2種農地で転用が可能であり、県のかたも確認に来られ毎月行 われている、常設審議会で諮問にかけるとの予定です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び6番委員の代理報告がありまし たが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろ しいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認するこ とに決定いたします。</p> <p>議案第34号</p>

農業経営基盤強化促進法に基づく
農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）

議長

議案第34号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について審議します。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第34号農業基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画承認についての利用権貸借についてご説明いたします。番号1、大字川辺字朝の迫、畑2筆の15,000㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり10,000円です。新規案件となっておりますが、実際は再設定案件です。面積が185-17-Iと書いてあるのが、13,720㎡ありましてそのうちの13,000㎡、185-108-Iが2,464㎡あるうちの2,000㎡を賃貸借契約する案件になります。

議長

引き続き、本件について10番委員に報告をお願いします。

10番委員

自分で耕作しきらないので、端に野菜を植えている。野菜の残りを貸したいというのが本人の意思です。

議長

ただいま、事務局からの説明及び10番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。

（意見なしの声）

議長

ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に2番について事務局より説明をお願いします。

事務局

番号2、大字川辺字中高原及び高原、畑3筆の13,143㎡です。賃貸借の新規案件で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10

議長	<p>a あたり 1,000 円です。以上です。</p> <p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>議案第 35 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について</p>
議長	<p>次に、議案第 35 号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について審議します。1 番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>案第 35 号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見についてご説明いたします。番号 1、大字川辺字中高原及び高原、畑 3 筆の 13,143 ㎡です。権利を設定する者及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。機構法の賃貸借の転貸で期間は 10 年で賃借料は 10 a あたり 1,000 円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p>
3 番委員	<p>この案件は新規かな</p>
事務局	<p>この案件は J A の円滑化事業で以前はされており、今度中間管理機構をとおして賃貸借するので新規案件となっております。</p>

議長	<p>他に、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第36号 非農地証明交付申請の承認について</p>
議長	<p>次に議案第36号非農地証明交付申請の承認について審議します。1番と2番は関連につき一括して事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第36号非農地証明交付申請についてご説明いたします。番号1大字柳瀬字立神、畑2筆の2,826㎡です。令和元年8月26日に担当地区の委員さんと現地確認をしております。続きまして、番号2大字柳瀬字立神、畑1筆の1,466㎡です。同じく8月26日に現地確認しております。</p>
議長	<p>柳瀬地区推進委員から、報告をお願いします。</p>
柳瀬地区推進委員	<p>元々、この農地は畑でございまして管理しなくて荒らしているものでこれを許可したら、何処でも管理しなければ農地転用ができる状態となりうるので、承認はできないだろうと思います。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び柳瀬地区推進委員からの報告がありました。本件につきまして他にご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>非農地にする理由は向こうから言って聞いているのですか。</p>

事務局	それは聞いていません。ただ非農地にしてくれというみたいです。
議長	ただ、非農地にしてくれというだけなら無理な議案と思われますので、農地を非農地にしたい正当な理由に基づき検討するというところで、今回この案件は否決ということによろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は否決案件といたします。
議長	これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。
	その他
事務局	(1) 次回の総会の開催日について 10月10日(木)曜日、午前9時から
	閉会
議長	それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

閉会 午前9時55分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

令和元年9月10日

相良村農業委員会

署名委員 9番 (印)

署名委員 1番 (印)